

ヘルパーステーションこじま運営規程

(訪問介護及び指定訪問介護サービス・指定生活援助特化型訪問サービス)

(事業の目的)

第1条 医療法人誠正会が開設するヘルパーステーションこじま（以下「事業所」という。）が行う訪問介護及び指定訪問介護サービス事業・指定生活援助特化型訪問サービス事業（以下「事業」という。）の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の介護福祉士又は訪問介護員研修の修了者（以下「訪問介護員等」という。）並びに広島市長（以下「市長」という。）が別に定める研修修了者（以下「生活援助員等」という。）が、要支援、要介護状態にある高齢者又は事業対象者に対し、適正な訪問介護及び指定訪問介護サービス・指定生活援助特化型訪問サービスを提供することを目的とする。

(運営の方針)

第2条 1 訪問介護にあつては、その利用者が可能な限りその居宅において、自立した日常生活を営むことが出来る様、入浴、排泄、食事の介護その他の生活全般にわたる支援を行う事により、利用者の心身機能の維持回復を図り、以って利用者の生活機能の維持又は向上を目指すものとする。

2 指定訪問介護サービスにあつては、その利用者が可能な限りその居宅において、要支援状態の維持若しくは改善を図り、又は要介護状態となることを予防し、自立した日常生活を営むことができるよう、入浴、排泄、食事の介護その他の生活全般にわたる支援を行うことにより、利用者の心身機能の維持

回復を図り、もって使用者の生活機能の維持又は向上を目指すものとする。

3 指定生活援助特化型訪問サービスにあつては、その利用者が可能な限りその居宅において、要支援状態の維持若しくは改善を図り、又は要介護状態となることを予防し、自立した日常生活が営むことができるよう、調理、洗濯、掃除等の日常生活の支援を行うことにより、利用者の生活機能の維持又は向上を目指すものとする。

4 事業の実施に当たっては、地域との結びつきを重視し、利用者の所存する市町村、地域包括支援センター、他のサービス事業者、地域の保健医療サービス及び福祉サービスを提供する者との綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。

4 前 3 項のほか、「広島市訪問介護及び介護予防・日常生活支援総合事業の指定事業者の基準に関する要綱」に定める内容を厳守し、事業を実施するものとする。

(事業所の名称等)

第 3 条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次の通りとする。

(1) 名称 ヘルパーステーションこじま

(2) 所在地 広島市安佐南区祇園四丁目 8 番 2 号 101 号室

(従業者の職種、員数及び職務内容)

第 4 条 事業所に勤務する従業者の職種、員数及び職務内容は次の通りとする。

(1) 管理者 1 名 (常勤兼務)

管理者は、事業所の従業者の管理及び業務の管理を一元的に行う。

(2) サービス提供責任者 1名（常勤兼務）

サービス提供責任者は、事業所に対する利用申し込みに係る調整、生活援助員等に対する技術指導、訪問介護計画及び生活援助特化型訪問サービス計画の作成等を行う。

(3) 訪問事業責任者 1名（常勤兼務）

訪問事業責任者は、事業所に対する生活援助特化型訪問サービスの利用申し込みに係る調整、生活援助員等に対する技術指導、生活援助特化型報恩サービス計画の作成等を行う。

(4) 訪問介護員等 10名（常勤兼務1名、非常勤兼務9名）

訪問介護員等は、指定訪問介護サービスの提供に当たる。

(5) 生活援助員等 10名（常勤兼務1名、非常勤兼務9名）

生活援助員等は、指定生活援助特化型訪問サービスの提供に当たる。

（営業日及び営業時間等）

第5条 事業所の営業日及び営業時間等は、次の通りとする。

(1) 営業所窓口営業日 月曜日から金曜日。

サービス提供日 月曜日から日曜日（365日）。

(2) 事業所営業時間 9時00分から18時00分までとする。

サービス提供時間 7時30分から19時30分までとする。

(3) 電話等により、24時間常時対応が可能な体制とする。

(事業の内容)

- 第 6 条 1 訪問介護は、身体介護（食事、排泄、入浴、着替えなどの日常的な動作の介護）生活援助（掃除、洗濯、買い物等の生活の支援）の介護を提供する。
- 2 指定訪問介護サービスは、入浴、排泄、食事の介護その他の生活全般にわたる支援を総合的に提供する。
- 3 指定生活援助特化型訪問サービスは、調理、洗濯、掃除等の日常生活の支援を提供する。

(利用料等)

- 第 7 条 1 事業を提供した場合の利用料の額は、訪問介護を提供した場合は厚生労働大臣が定める基準、指定訪問介護サービス・指定生活援助特化型訪問サービスを提供した場合は市長が定める基準によるものとし、当該事業が法廷代理受領サービスである時は、利用料のうち各利用者の負担割合に応じた額の支払いを受けるものとする。
- 2 次条の通常事業の実施地域を超えて行う事業に要した交通費は、その実費を徴収する。ただし、自動車を使用する場合は、通常事業の実施地域を超えた地点から 1 kmにつき 20 円を交通費として利用者、又はその家族に対し請求する。
- 3 前項の費用の支払いを受ける場合には、利用者又はその家族に対して事前に文書で説明をした上で、支払いに同意する旨の文書に署名（記名押印）を受けることとする。

(通常の実業の実施地域)

第 8 条 通常の事業の実施地域は、広島市（ただし似島町、宇品町を除く。）とする。

（緊急時における対応方法）

第 9 条 1 事業の提供を行っているときに利用者に病状の急変、その他緊急事態が生じたときは、速

やかに主治医に連絡する等の処置を講ずるとともに、管理者に報告しなければならない。なお、主

治医への連絡が困難な場合は、救急搬送等の必要な処置を講ずるものとする。

2 利用者に対する事業の提供により事故が発生した場合は、市町村、当該利用者の家族、当該利

用者に係る地域包括支援センター等に連絡するとともに、必要な処置を講ずるものとする。

3 利用者に対する事業の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行うも

のとする。

（苦情及び相談に対する体制）

第 10 条 1 事業者は、事業の提供に係る利用者及びその家族からの苦情に迅速かつ適切に対応

するために、必要な処置を講じるものとする。

2 事業者は、提供した事業に関し、市町村が行う文書その他の物件の提出物若しくは提示の求め、

又は当該市町村の職員からの質問若しくは照会に応じ、及び利用者からの苦情に関して市町村

が行う調査に協力するとともに、市町村から指導又は助言を受けた場合においては、当該指導者

又は助言に従って必要な改善を行うものとする。

（利用者の虐待防止のための措置）

第 11 条 1 事業所は、利用者の人権の擁護・虐待等の防止のため次の措置を講ずるものとする。

- (1) 虐待の防止に関する責任者の選定
- (2) 虐待を防止するための従業者に対する研修に実施
- (3) 利用者及びその家族からの苦情処理体制の整備
- (4) 虐待の防止のための対策を検討する委員会の設置
- (5) 虐待の防止のための指針の整備
- (6) その他虐待防止のために必要な措置

2 事業所は、サービス提供中に、当該事業所従業者又は養護者（利用者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに市町村へ通報するものとする。

（身体拘束等の禁止）

第 12 条 1 事業所は、事業の実施に当たっては、利用者又は他の利用者の生命または身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束その他の利用者の行動を制限する行為（以下「身体拘束等」という）を行ってはならない。

2 事業所は、やむを得ず身体拘束等を行った場合、その態様又は時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由その他の必要な事項を記録しなければならない。

（ハラスメントについて）

第 13 条 1 事業所は、介護現場で働く職員の安全確保と安心して働き続けられる労働環境が築けるようハラスメントの防止に取り組みます。

2 事業所内において行われる優越的な関係を背景とした言動や、業務上必要かつ相当な範囲を超える下記の行為は組織として許容しません。

- (1) 身体的な力を使って危害を及ぼす（及ぼされそうになった）行為
- (2) 個人の尊厳や人格を言動や態度によって傷つけたり、おとしめたりする行為
- (3) 意に沿わない性的言動、好意的態度の要求等、性的な嫌がらせ行為

上記は、当該法人職員、取引先事業者の方、ご利用者及びその家族が対象となります。

3 ハラスメント事案が発生した場合、マニュアルなどを基に即座に対応し、再発防止会議等により、同時案が発生しない為の再発防止策を検討します。

4 職員に対し、ハラスメントに対する基本的な考え方について研修などを実施します。

5 ハラスメントと判断された場合には、行為者に対し、関係機関への連絡、相談、環境改善に対する必要な措置、利用契約の解除等の措置を講じます。

(事業継続計画の策定等)

第 14 条 1 事業所は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定訪問介護の提供を継続的に実施するため、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下、「業務継続計画」という）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講ずるものとする。

2 事業所は、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期

的に実施するものとする。

- 3 事業所は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

(衛生管理)

第 15 条 1 事業所は、感染症が発生、又はまん延しないように、次の措置を講ずるものとする。

- (1) 感染症の予防及びまん延防止のための対策を検討する委員会の措置
- (2) 感染症の予防及びまん延防止のための指針の整備
- (3) 感染症の予防及びまん延防止のための研修及び訓練の実施

(その他運営に関する重要事項)

第 16 条 1 事業所は、従業員の資質向上を図るため、研修の機会を次の通り設けるものとし、また業務体制を整備する。

- (1) 採用時研修 採用後 6 か月以内
- (2) 継続研修 年 2 回

2 従業員は業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。

3 従業員であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、授業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持する旨を、従業員との雇用契約の内容とする。

4 事業者は、事業に関する諸記録を整備し、その完結の日から 2 年間（第 1 号事業支給費の請求

の根拠となる記録については5年間)保存するものとする。

- 5 この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は医療法人 誠正会と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附則

この規程は、平成30年4月1日から施行する。

この規程は、令和4年4月1日から施行する。

この規程は、令和6年5月16日から施行する。

この規程は、令和7年3月1日から施行する。